**湯河原町高校生通学定期券購入費補助事業Ｑ＆Ａ**

＜申請について＞

**Ｑ１：　申請にはどんな書類が必要ですか。**

Ａ１：　学生証の写し、通学定期券の写し、申請者（保護者）の本人確認書類の写しを添付してください。通学定期券はＩＣカード乗車券等を含みますが、券面等に有効期間・区間・購入金額・通学定期券であることの記載がない場合は、それらが確認できる書類を添付してください。

新１年生の方で学生証の発行が間に合わない場合は、在学証明書や通学証明書、入学証明書の写し、合格通知書の写しでも代えられます。

**Q２：　申請書は郵送してもいいですか。**

Ａ２：　来庁が困難な場合は、申請書に必要事項を記載の上、添付書類を添えて郵送してください。

＜助成対象について＞

**Ｑ３：　年齢要件等を具体的に教えてください。**

Ａ３：　高等学校等に通学する、18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある方が助成対象となります。助成対象となる通学定期券の期間も上記の期間に準じます。

**Ｑ４：　１世帯に高校生が2名います。それぞれの生徒について助成を受けられますか。**

Ａ４：　各生徒について対象となります。個別に申請を行ってください。

**Ｑ５：　通信制の学校等に通学する場合は対象となりますか。**

Ａ５：　通学定期券であれば、助成の対象となります。

**Ｑ６：　複数の公共交通機関を利用して通学する場合は、合算できますか。**

Ａ６：　通学定期券を利用しており、最も合理的な経路であれば合算出来ます。

**Ｑ７：　通学回数券は助成対象になりますか。**

Ａ７：　助成の対象となるのは、通学定期券のみです。通学回数券は対象となりません。

＜通学定期券について＞

**Ｑ８：　有効期間が年度をまたぐ通学定期券は助成対象になりますか。**

Ａ８：　令和５年４月１日以降に購入した通学定期券を対象としていますので、年度内（翌年の３月31日まで）に購入した通学定期券で申請してください。

　　　　学年が変わった時には、その年度内に購入した通学定期券で申請してください。

＜助成金について＞

**Ｑ９：　助成金の限度額はありますか。**

Ａ９：　毎年４月１日～３月31日の間に対し、生徒１名につき年間20,000円を助成します。

**Ｑ10：　助成金は現金でもらえますか。**

Ａ10：　申請者（保護者）への口座振込のみです。現金でのお渡しや現金書留は行っていません。

**Ｑ11：　湯河原町から町外へ転出する場合はどうなりますか。**

Ａ11：　湯河原町に住所を有した期間は助成対象となりますが、転出日の翌日以降の期間は、助成対象外となります。湯河原町から通学していた期間が、３か月以内の場合は、購入金額を限度額（100円未満切捨）とします。

**Ｑ12：　町外から湯河原町へ転入する場合はどうなりますか。**

Ａ12：　湯河原町に住所を有する期間が助成対象となります。転入日以降の期間は対象となりますが、湯河原町から通学する期間が、３か月以内の場合は、購入金額を限度額（100円未満切捨）とします。